令和５年第２回（６月）利島村議会定例会付議案件

行政報告

一般質問

議案第３３号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

議案第３４号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）

議案第３５号　利島村村税条例の一部を改正する条例

議案第３６号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

報告第　３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書＜一般会計＞について

議案第３７号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞

議案第３８号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算＜第１号＞

議案第３９号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算＜第１号＞

議案第４０号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算＜第１号＞

（本頁は白紙です）

令和５年第２回（６月）利島村議会定例会日程表

日程　１　行政報告

日程　２　一般質問

日程　３　議案第３３号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

日程　４　議案第３４号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）

日程　５　議案第３５号　利島村村税条例の一部を改正する条例

日程　６　議案第３６号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

日程　７　報告第　３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書＜一般会計＞について

日程　８　議案第３７号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞

日程　９　議案第３８号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算＜第１号＞

日程１０　議案第３９号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算＜第１号＞

日程１１　議案第４０号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算＜第１号＞

（本頁は白紙です）

報告第　１号
議案第３３号

専決処分の承認を求める件について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

記

「処分事項」

利島村職員の特殊勤務手当に関する条例

令和　５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　　村　山　　将　人

議決第　　号
承認第　　号

令和　５年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

「処分事項」

利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和　５年　６月　６日

東京都利島村長　　村 山　 将 人

「処分理由」

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和５年５月８日から「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる２類相当）」から５類感染症に移行となったため、利島村職員の特殊勤務手当に関する条例を改正し、令和５年５月８日に施行する必要があるため。

（本頁は白紙です）

利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

◎　防疫作業手当

これまで（令和5年5月7日まで）

　新型コロナウイルス感染症の患者または、疑いのある者（発熱などの症状がある）の診察時に、フェイスシールド、マスク（N95）、防護服を着用した医師や看護や患者を搬送した職員などに対して1日あたり4,000円を支給。

これから（令和5年5月8日から）

　感染症法の1類感染症および2類感染症の患者または、疑いのある者を診察や搬送した職員などに対して1日あたり4,000円を支給。
※新型コロナウイルス感染症は5類移行のため防疫作業手当の対象外

1類感染症	2類感染症
・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 （ウイルス性出血熱） ・ペスト　など	・急性白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・SARS ・MERS ・鳥インフルエンザ（一部）

（本頁は白紙です）

利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

利島村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年利島村条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「

手当名	対象者	手当額	摘要
防疫作業手当	新型コロナウィルス感染症（新型コロナウィルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他村長がこれに準ずると認める作業に従事した者	1日4,000円	他の手当と併給することができる。

」を「

手当名	対象者	手当額	摘要
防疫作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれ	1日4,000円	他の手当と併給することができる。

	らに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に相当な時間にわたり接して行う作業その他村長がこれに準ずると認める作業に従事した者		

」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

利島村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年条例第18号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
手当名	対象者	手当額	摘要	手当名	対象者	手当額	摘要
医務手当	診療所に勤務する医師	給料に100分の25を乗じて得た額(その額が150,000円を超えるときは150,000円とする。)	他の手当と併給することができる。	医務手当	診療所に勤務する医師	給料に100分の25を乗じて得た額(その額が150,000円を超えるときは150,000円とする。)	他の手当と併給することができる。
看護業務手当	診療所に勤務する看護師	給料に100分の20を乗じて得た額(その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	他の手当と併給することができる。	看護業務手当	診療所に勤務する看護師	給料に100分の20を乗じて得た額(その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	他の手当と併給することができる。
保健業務手当	村役場庁舎に勤務する保健師	給料に100分の20を乗じて得た額(その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	他の手当と併給することができる。	保健業務手当	村役場庁舎に勤務する保健師	給料に100分の20を乗じて得た額(その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	他の手当と併給することができる。
研究手当	診療所に勤務する医師	給料に100分の20を乗じて得た額(その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	他の手当と併給することができる。	研究手当	診療所に勤務する医師	給料に100分の20を乗じて得た額(その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	他の手当と併給することができる。
危険手当	診療所に勤務する医師	給料に100分の20を乗じて得た額(そ	他の手当と併給すること	危険手当	診療所に勤務する医師	給料に100分の20を乗じて得た額(そ	他の手当と併給すること

		の額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	ができる。
	診療所に勤務する看護師	月額2,000円	他の手当と併給することができる。
防疫作業手当	新型コロナウィルス感染症(新型コロナウィルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。)の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他村長がこれに準ずると認める作業に従事した者	1日4,000円	他の手当と併給することができる。
不快危険手当	ごみに関する業務に従事した職員	1日300円(6月1日から9月30日までの夏季は500円)	他の手当と併給することができる。
	焼却運転前の焼却灰の除去に関する業務に従事した職員	1日700円	他の手当と併給することができる。

		の額が50,000円を超えるときは50,000円とする。)	ができる。
	診療所に勤務する看護師	月額2,000円	他の手当と併給することができる。
防疫作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に相当な時間にわたり接して行う作業その他村長がこれに準ずると認める作業に従事した者	1日4,000円	他の手当と併給することができる。
不快危険手当	ごみに関する業務に従事した職員	1日300円(6月1日から9月30日までの夏季は500円)	他の手当と併給することができる。
	焼却運転前の焼却灰の除去に関する業務に従事した職員	1日700円	他の手当と併給することができる。

災害急患対応手当	午後7時から翌日の午前8時までの時間、災害急患等の電話待機及び電話対応を行った職員	1回600円	他の手当と併給することができる。

災害急患対応手当	午後7時から翌日の午前8時までの時間、災害急患等の電話待機及び電話対応を行った職員	1回600円	他の手当と併給することができる。

（本頁は余白です）

報告第　２号
議案第３４号

専決処分の承認を求める件について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

記

「処分事項」

利島村村税条例の一部を改正する条例

令和　５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　　村　山　　将　人

議決第　　号
承認第　　号

令和　５年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

「処分事項」

利島村村税条例の一部を改正する条例

令和　５年　６月　６日

東京都利島村長　　村 山　 将 人

「処分理由」

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）が令和５年３月３１日に公布された。

同法を受け、利島村村税条例の一部を改正する条例を改正し、令和５年４月１日に施行する必要があるため。

（本頁は白紙です）

利島村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の概要

【令和5年4月1日～施行】

◆　固定資産税関係

◎　固定資産税等の課税標準の特例の読替規定（附則第１０条）

固定資産税等の課税標準の特例については、税条例第61 条第8 項において適用を受ける条文（法第349 の3、法第349 条の3 の4 から第349 条の5）につき、附則第10 条によって読み替える規定を講じることで、「法附則第15 条から第15 条の3 の2 まで又は第63 条又は第64 条」の規定が適用されていました。このうち、令和3 年度改正における第64 条の新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という。）等に係る先端設備等の特例が令和5 年3 月31 日で終了し、法附則第64 条を削る改正規定の施行（令和5 年4 月1 日）に伴い、税条例でも改正されます。

◎　法附則第15 条で定めるわがまち特例割合（附則第１０条の２）

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）とは、地方団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして平成24年度より導入され、法附則第15 条第2 項第1 号及び第5 号等において、村の条例で定める割合が税条例で規定。今回の改正において、項ずれ（法附則第15 条第14 項15 項→14 項等）に対応するもの。　※当村はわがまち特例該当なし。

◎　耐震基準適合家屋に係る申告（附則第１０条の３）

法附則第15 条の10 第1 項に係る耐震基準適合家屋の申告関係規定について、法律改正にあわせた項ずれの反映がされました。

◎　災害に係る固定資産税の特例の適用の申告（附則第１０条の６）

次の災害に係る固定資産税の特例の適用の申告関係の規定について、法改正に伴い、条例の規定も整備されます。・令和2 年7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等【新設】

利島村村税条例等の一部を改正する条例の概要

◎　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（附則第８条）

租税特別措置法第25条に定める肉用牛の売却による事業所得については、免税対象飼育牛に係るものについては、昭和57年度から令和6年度までの個人住民税所得割を課さないとする特例が講じられていますが、適用期限が令和9年度まで延長されたことに伴う税条例の改正が行われます。

◎　優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例（附則第１７条の２）

長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められている土地等の譲渡について、昭和63年度から令和5年度まで、課税長期譲渡所得が2,000 万円以下の場合は、税率4%等とされている課税の特例について、適用期限が令和8年度と延長されたことに伴い、法律改正にあわせた税条例の改正が行われます。

◎　法人市（町・村）民税の申告納付（第４８条、第５０条）

税条例（例）における法人市町村民税の申告納付又は法人市町村民税に係る不足税額の納付の手続において、現在、定められている納付書の様式（施行規則第22 号の4 様式）に加え、新たに施行規則第22 号の4 の2 様式が新設されることに伴う改正が行われます。

◎　環境性能割の非課税（附則第１５条の２）及び税率の特例（附則第１５条の６）

法律改正にあわせて、感染症対策によって15 か月延長されていた消費税引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置（一定の2020 年度基準達成車の非課税及び税率の1%分軽減）に係る規定が削除されます。

◎　種別割の税率の特例（附則第１６条）

環境性能割の見直しと併せて、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限が3 年延長（25%軽減の対象については2 年間）延長されます。当該規定が法律改正にあわせて整備される外、項ずれが反映されます。

条例第　　号

利島村村税条例等の一部を改正する条例

利島村村税条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第５号の15様式」の次に「又は第５号の15の２様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第１項及び第５項中「第22号の４様式」の次に「又は第22号の４の２様式」を加える。

第50条第１項中「第22号の４様式」の次に「又は第22号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第98条第１項及び第５項並びに第101条第１項中「第34号の２の５様式」の次に「又は第34号の２の５の２様式」を加える。

附則第８条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の２第３項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第４項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第５項中「附則第15条第23項第１号」を「附則第15条第22項第１号」に改め、同条第６項中「附則第15条第23項第２号」を「附則第15条第22項第２号」に改め、同条第７項中「附則第15条第23項第３号」を「附則第15条第22項第３号」に改め、同条第８項中「附則第15条第24項第１号」を「附則第15条第23項第１号」に改め、同条第９項中「附則第15条第24項第２号」を「附則第15条第23項第２号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第１号イ」を「附則第15条第25項第１号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第１号ロ」を「附則第15条第25項第１号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第１号ハ」を「附則第15条第25項第１号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第１号ニ」を「附則第15条第25項第１号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第２号イ」を

「附則第15条第25項第２号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第２号ロ」を「附則第15条第25項第２号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第２号ハ」を「附則第15条第25項第２号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第３号イ」を「附則第15条第25項第３号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第３号ロ」を「附則第15条第25項第３号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第３号ハ」を「附則第15条第25項第３号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の１項を加える。

27　法附則第15条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。

附則第10条の３第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第７条第13項」を「附則第７条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の１項を加える。

12　法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第16項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3)　家屋の建築年月日及び登記年月日

(4)　当該工事が完了した年月日

(5)　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の４第２項中「令和３年度分及び令和４年度分」を「令和５年度分及び令和６年度分」に改める。

附則第10条の５第２項中「令和３年度分及び令和４年度分」を「令和５年度分及び令和６年度分」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の６　法附則第16条の４第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日（第54条第６項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の４第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の６第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

(2)　法附則第16条の４第１項に規定する被災住宅用地の上に令和２年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3)　当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の４第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4)　その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第16条の４第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３　法附則第16条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定す

る特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3)　特定被災共用土地に係る法附則第16条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4)　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5)　法附則第16条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第16条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の２を削る。

附則第15条の２の２を附則第15条の２とする。

附則第15条の６第３項を削る。

附則第16条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月31日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月31日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第30条第７項」を「附則第30条第３項」に、「３輪以上のガソリン軽自動車」を「３輪以上の法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割

に限り」を削り、「令和５年３月31日」を「令和８年３月31日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，900円」とあるのは「２，000円」と、同号ア（ウ）ａ中「６，900円」とあるのは「３，500円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第30条第８項」を「附則第30条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月31日」を「令和７年３月31日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，900円」とあるのは「３，000円」と、同号ア（ウ）ａ中「６，900円」とあるのは「５，200円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第16条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第17条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　次項に定めるものを除き、この条例による改正後の利島村税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和３年４月１日から令和５年３月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得

（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　令和元年10月１日から令和３年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の利島村村税条例附則第15条の２及び第15条の６第３項に規定する３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２　新条例附則第16条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

利島村村税条例（昭和52年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第46条　前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第５号の15様式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による納入書によって納入しなければならない。 （法人の村民税の申告納付） 第48条　村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の８第１項、第２項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第９項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第１項、第２項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第２項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の４様式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による納付書により納付しなければならない。 ２～４　（略） ５　法第321条の８第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第７項第１	（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第46条　前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第５号の15様式又は第５号の15の２様式による納入書により　納入しなければならない。 （法人の村民税の申告納付） 第48条　村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の８第１項、第２項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第９項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第１項、第２項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第２項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の４様式又は第22号の４の２様式による納付書により納付しなければならない。 ２～４　（略） ５　法第321条の８第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第７項第１

号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の４様式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による納付書により納付しなければならない。	号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の４様式又は第22号の４の２様式による納付書により納付しなければならない。
６～16　（略）	６～16　（略）
（法人の村民税に係る不足税額の納付の手続）	（法人の村民税に係る不足税額の納付の手続）
第50条　法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の４様式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による納付書により納付しなければならない。	第50条　法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の４様式又は第22号の４の２様式による納付書により納付しなければならない。
２　前項の場合においては、その不足税額に法第321条の８第１項、第２項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第１項又は第２項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第４項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければ	２　前項の場合には＿＿＿、その不足税額に法第321条の８第１項、第２項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第１項又は第２項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第４項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければ

ならない。

３・４　（略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の２様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の２の５様式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第３項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の５様式による書類を添付しなければならない。

２～４　（略）

５　前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第１項又は第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第２項において同じ。）の翌日から納付の日ま

ならない。

３・４　（略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の２様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の２の５様式又は第34号の２の５の２様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第３項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の５様式による書類を添付しなければならない。

２～４　（略）

５　前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第１項又は第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第２項において同じ。）の翌日から納付の日ま

での期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。	での期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の２の５様式又は第34号の２の５の２様式による納付書によって納付しなければならない。
附　則	附　則
（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）
第８条　昭和57年度から令和６年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。	第８条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。
２・３　（略）	２・３　（略）
（読替規定）	（読替規定）
第10条　法附則第15条から第15条の３の２まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349	第10条　法附則第15条から第15条の３の２まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349

条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで、第63条若しくは第64条」とする。	条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで若しくは第63条　　」とする。
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第10条の２　（略）	第10条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３　（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３）とする。	３　法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３　（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３）とする。
４　法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	４　法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
５　法附則第15条第23項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	５　法附則第15条第22項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
６　法附則第15条第23項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	６　法附則第15条第22項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
７　法附則第15条第23項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	７　法附則第15条第22項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
８　法附則第15条第24項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	８　法附則第15条第23項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
９　法附則第15条第24項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	９　法附則第15条第23項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

10　法附則第15条第26項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

11　法附則第15条第26項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

12　法附則第15条第26項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

13　法附則第15条第26項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

14　法附則第15条第26項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

15　法附則第15条第26項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

16　法附則第15条第26項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

17　法附則第15条第26項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

18　法附則第15条第26項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

19　法附則第15条第26項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

20　法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

10　法附則第15条第25項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

11　法附則第15条第25項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

12　法附則第15条第25項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

13　法附則第15条第25項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

14　法附則第15条第25項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

15　法附則第15条第25項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

16　法附則第15条第25項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

17　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

18　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

19　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

20　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

21　法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	21　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
22　法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	22　法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
23　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	23　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
24　法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。	24　法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。
25　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は３／４とする。	25　法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は３／４とする。
26　（略）	26　（略）
27　法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は０（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第２項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあっては、０）とする。	27　法附則第15条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の３　（略）	第10条の３　（略）
２～11　（略）	２～11　（略）

	12　法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第16項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3)　家屋の建築年月日及び登記年月日 (4)　当該工事が完了した年月日 (5)　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由
12　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。 (1)～(4)　（略）	13　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。 (1)～(4)　（略）

(5)　施行規則附則第７条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　（略）

13　（略）

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の４　（略）

２　法附則第16条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和３年度分及び令和４年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３・４　（略）

（平成30年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の５　（略）

２　法附則第16条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和３年度分及び令和４年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３・４　（略）

(5)　施行規則附則第７条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　（略）

14　（略）

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の４　（略）

２　法附則第16条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３・４　（略）

（平成30年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の５　（略）

２　法附則第16条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３・４　（略）

（令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の６　法附則第16条の４第１項（同条第２項において準用する場

合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日（第54条第６項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の４第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の６第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

(2)　法附則第16条の４第１項に規定する被災住宅用地の上に令和２年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3)　当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の４第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4)　その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第16条の４第１項（同条第２項において準用する場合を含

む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３　法附則第16条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3)　特定被災共用土地に係る法附則第16条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4)　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5)　法附則第16条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第16条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被

	災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。
（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の２　法第451条第１項第１号（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和３年12月31日までの間（附則第15条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の２の２　（略） ２～４　（略）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の２　（略） ２～４　（略）
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の６　（略） ２　（略） ３　自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の２」とあるのは、「100分の１」とする。	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の６　（略） ２　（略）
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第８項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分　　の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ３　法附則第30条第３項第１号及び第２号に掲げる法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第16条　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

４　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

５　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 ６　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 ７　法附則第30条第７項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	３　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける３輪以上の法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）ａ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

８　法附則第30条第８項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の２　村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第８項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２・３　（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第17条の２　昭和63年度から令和５年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地

４　法附則第30条第４項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和７年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）ａ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の２　村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２・３　（略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第17条の２　昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地

等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2)　（略） ２　前項の規定は、昭和63年度から令和５年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に	等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2)　（略） ２　前項の規定は、昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３　（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に

対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の７の規定を適用する。	対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）第５条第４項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の７の規定を適用する。

議案第３５号

利島村村税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

令和５年３月２８日に参院本会議にて可決された所得税法、法人税法、地方税法等の税制改正に伴い、村税条例を改正する。

議決第　　号

令和５年　６月　　日　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は余白です）

利島村村税条例等の一部を改正する条例の概要

◆　森林環境税の導入に伴う改正　　【令和6年1月1日～施行】

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として村へ譲与されます。この森林環境税法の施行に伴い、個人住民税に係る税条例が次のように改正されます。

◎　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除（第34条の9）

「法第314 条の9 第2 項後段に規定する還付をすべき金額により」の文言追加、「若しくは市（町・村）民税に充当し」→「個人の市（町・村）民税若しくは森林環境税を納付又は納入し」に改正します。

◎　森林環境税の賦課徴収（第38条第3項）

賦課徴収の方法について、村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収します。

◎　個人住民税の納税通知（第41条）

納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合算額を追加する改正が行われます。

◎　給与所得に係る特別徴収（第44条）

個人住民税について特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する改正が行われます。

◎　給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ（第47条）

給与所得に係る特別徴収税額が特別徴収の方法によって徴収されなくなった場合、普通徴収税額への繰入れ（普通徴収の方法への変更）が行われますが、この場合、すでに納入済の税額が、変更された給与所得に係る特別徴収税額を超える場合には、その超過額は納税者に直接還付しなればならず、この場合、未納の徴収金がある場合は充当することができます（法第321 条の7②）。国税である森林環境税が導入されて、市町村が賦課徴収することに伴い、地方税の還付・充当等については、還付等の充当の特例規定（法第17 条の2 の2）が導入され、市町村が徴収した個人住民税及び森林環境税に係る過誤納金については、還付を受けるべき者が当該村長に対し、当該村徴収関係過誤納金（法第17 条の2 の2①Ⅱ）により、村未納徴収金等に納付納入することを委託したものとみなされることになりました（法第17 条の2 の2③）。この改正に伴い、法第321 条の7 第2 項の還付規定も改正され、このことに伴う税条例の改正が行われます。

※年金関係（第47条の2、第47条の6も合わせて改正あり

利島村村税条例等の一部を改正する条例の概要

◎　給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化（第36条の3の2）　【令和7年1月1日～施行】

給与所得者の扶養親族等申告書について前年の申告内容と異動がない場合の年初に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とします。

◎　種別割の賦課徴収の特例（附則第16条の2）　【令和6年1月1日～施行】

令和4 年3 月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいものとなりました。今回の税制改正において、税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げることとなりました。
このような不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合が変更され、税条例（例）にも反映されます。

条例第　　号

利島村村税条例等の一部を改正する条例

利島村村税条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第34条の９第２項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは村民税に充当し」を「、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の３の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第１項中「によって」を「により」に改め、同条に次の１項を加える。

３　森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。)」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第３項、第５項及び第６項中「によって」を「により」に改める。

第47条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の２の規定によって」を「第17条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の２第１項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の５において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第２号及び同条第２項中「によって」を「により」に改める。

第47条の６第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の２の規定によって」を「第17条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第１号エ中「及び」を「、」に改め、「３輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第13号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の２第４項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の２第３項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第82条第１号エの改正規定及び附則第３条第１項の規定（この条例による改正後の利島村村税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の２第３項に係る部分を除く。）　令和５年７月１日

(2)　第34条の９第２項並びに第38条の見出し及び同条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の２及び第47条の６の改正規定並びに附則第15条の２の２の改正規定（同条第４項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の２第３項の改正規定並びに次条第１項並びに附則第３条第１項（新条例附則第16条の２第３項に係る部分に限る。）及び第３項の規定　令和６年１月１日

(3)　第36条の３の２の改正規定及び次条第２項の規定　令和７年１月１日

（村民税に関する経過措置）

第２条　前条第２号に掲げる規定による改正後の利島村村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和６年度分以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和５年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

２　新条例第36条の３の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき利島村村税条例第36条の３の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第82条第１号エ及び附則第16条の２第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２　新条例附則第15条の２第４項の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割に

ついて適用し、同日前に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

利島村村税条例（昭和52年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の９　（略） ２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の９の３から第48条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税若しくは村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 ３　（略） （個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の３の２　（略）	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の９　（略） ２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の９の３から第48条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。 ３　（略） （個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の３の２　（略） ２　前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の３の２第１項の規定により記載す

	べき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。
２　前項　又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項　又は法第317条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、村長に提出しなければならない。	３　第１項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第１項又は法第317条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、村長に提出しなければならない。
３　前２項　　の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。	４　第１項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。
４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。	５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。
５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	６　前項の規定の適用がある場合における第４項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
（個人の村民税の徴収の方法　）	（個人の村民税の徴収の方法等）

第38条　個人の村民税は、第44条、第47条の２第１項、第47条の５又は第53条の５の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

２　（略）

（個人の村民税の納税通知書）

第41条　個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額及び　都民税額の合算額　（第47条第１項又は第47条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第47条第１項又は第47条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条　個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額　の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2)　（略）

２　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与

第38条　個人の村民税は、第44条、第47条の２第１項、第47条の５又は第53条の５の規定により　特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により　徴収する。

２　（略）

３　森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の村民税の納税通知書）

第41条　個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額、個人の都民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第１項又は第47条の６第１項の規定により　徴収する場合にあっては特別徴収の方法により　徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第47条第１項又は第47条の６第１項の規定により　徴収する場合にあっては特別徴収の方法により　徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条　個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により　徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には　、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により　徴収する。

(1)・(2)　（略）

２　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与

所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の２第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

３　前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

４　（略）

５　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月30日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴

所得以外の所得がある場合には　　、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により　特別徴収の方法により　徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により　徴収する。ただし、第36条の２第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により　徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

３　前項本文の規定により　給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により　徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により　徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は、当該特別徴収の方法により　徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

４　（略）

５　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により　給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により　従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月30日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法により　徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴

収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると村長が認めるときは、この限りでない。

６　特別徴収の方法によって個人の村民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の６月１日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の１月１日から４月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の５月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条　個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第１項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

収の方法により　徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により　徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により　徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法により　徴収することが困難であると村長が認めるときは、この限りでない。

６　特別徴収の方法により　個人の村民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の６月１日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により　徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の１月１日から４月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の５月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により　徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条　個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により　徴収されないこととなった場合には　　、特別徴収の方法により　徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により　徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第１項の納期がある場合には　　それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には　　直ちに、普通徴収の方法により　徴収するものとする。

２　法第321条の６第１項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の２の規定によって　　当該納税者の未納に係る徴収金に充当する　　。

（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第47条の２　個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額　　の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の５において同じ。）の２分の１に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間に支払われる老齢等年

２　法第321条の６第１項の通知により　変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第47条の２　個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが　著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には　　、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の５において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第１項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には　　、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の５において同じ。）の２分の１に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間に支払われる老齢

金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1)　(略)

(2)　特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

２　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第１項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の９月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の６　法第321条の７の７第１項又は第３項（これらの規定を法第321条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第１項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

２　法第321条の７の７第３項（法第321条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金

等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1)　(略)

(2)　特別徴収の方法により　徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

２　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第１項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の９月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により　徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の６　法第321条の７の７第１項又は第３項（これらの規定を法第321条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により　徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により　徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第１項の納期がある場合には　そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には　直ちに、普通徴収の方法により　徴収するものとする。

２　法第321条の７の７第３項（法第321条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により　徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金

所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の２の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

。

（種別割の税率）

第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　原動機付自転車

ア～ウ　（略）

エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のもの

を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額　3,700円

(2)・(3)　（略）

附　則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（種別割の税率）

第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　原動機付自転車

ア～ウ　（略）

エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額　3,700円

(2)・(3)　（略）

附　則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の２　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の２　村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第８項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２　（略） ３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	第15条の２　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の２　村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２　（略） ３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（本頁は白紙です）

議案第３６号

利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　村　山　将　人

「提案理由」

東京運輸支局より自動車の臨時運行許可番号標の番号指示がなされ、番号標の発行に際し、臨時運行許可申請手数料を徴収する必要があるため、利島村事務手数料条例を改正する。

議決第　　号

令和５年　６月　　日　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

条例第　　号

利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

利島村事務手数料条例（昭和51年利島村条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(31)	臨時運行許可申請手数料	1枚	750円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（本頁は白紙です）

利島村事務手数料条例（昭和51年条例第15号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
	事項	単位	手数料		事項	単位	手数料
(1)	身分又は資格に関する証明	1件	300円	(1)	身分又は資格に関する証明	1件	300円
(2)	印鑑に関する証明	1件	300円	(2)	印鑑に関する証明	1件	300円
(3)	住民票又は戸籍の附票に関する証明	1件	300円	(3)	住民票又は戸籍の附票に関する証明	1件	300円
(4)	住民票又は戸籍の附票の謄抄本の交付	1件	300円	(4)	住民票又は戸籍の附票の謄抄本の交付	1件	300円
(5)	住民票の一部の写しの閲覧	1回	300円	(5)	住民票の一部の写しの閲覧	1回	300円
(6)	土地又は建物に関する証明	1件	300円	(6)	土地又は建物に関する証明	1件	300円
(7)	資産評価証明	1件	300円	(7)	資産評価証明	1件	300円
(8)	村税その他諸収入に関する証明	1件	300円	(8)	村税その他諸収入に関する証明	1件	300円
(9)	営業又は業務に関する証明	1件	300円	(9)	営業又は業務に関する証明	1件	300円
(10)	居住に関する証明	1件	300円	(10)	居住に関する証明	1件	300円
(11)	予防接種に関する証明	1件	300円	(11)	予防接種に関する証明	1件	300円
(12)	文書受理に関する証明	1件	300円	(12)	文書受理に関する証明	1件	300円
(13)	願書又は届書に対する奥書、奥印又は証明	1件	300円	(13)	願書又は届書に対する奥書、奥印又は証明	1件	300円
(14)	公簿又は公文図書の謄抄本の交付	1件	300円	(14)	公簿又は公文図書の謄抄本の交付	1件	300円
(15)	公簿又は公文図書の閲覧	1回	300円	(15)	公簿又は公文図書の閲覧	1回	300円
(16)	犬の登録手数料	1頭	3,300円	(16)	犬の登録手数料	1頭	3,300円
(17)	犬の狂犬病予防注射済票の交付	1回	600円	(17)	犬の狂犬病予防注射済票の交付	1回	600円
(18)	犬の鑑札の再交付	1回	1,800円	(18)	犬の鑑札の再交付	1回	1,800円
(19)	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	360円	(19)	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	360円
(20)	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディ	1通	450円	(20)	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディ	1通	450円

	スク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
(21)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	750円
(22)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1通	350円
(23)	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1通	450円
(24)	戸籍に係る届出若しくは申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通	350円（上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付にあっては1,400円）
(25)	戸籍に係る届書その他の書類の閲覧	1件	350円
(26)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号若しくは住民票コード変更によ		

	スク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
(21)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	750円
(22)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1通	350円
(23)	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1通	450円
(24)	戸籍に係る届出若しくは申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通	350円（上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付にあっては1,400円）
(25)	戸籍に係る届書その他の書類の閲覧	1件	350円
(26)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号若しくは住民票コード変更によ	1枚	800円

	り返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）		
(27)	農地台帳の一部の閲覧	1筆	500円
(28)	農地台帳記録事項要約書の交付	1筆	500円
(29)	地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力されたものの交付（両面において複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。）	1枚	白黒　10円 カラー　100円
(30)	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定による交付を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前号に掲げる方法で交付	1枚	10円

	り返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）		
(27)	農地台帳の一部の閲覧	1筆	500円
(28)	農地台帳記録事項要約書の交付	1筆	500円
(29)	地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力されたものの交付（両面において複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。）	1枚	白黒　10円 カラー　100円
(30)	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定による交付を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前号に掲げる方法で交付	1枚	10円
(31)	臨時運行許可申請手数料	1枚	750円

（本頁は白紙です）

報告第　３号

令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和４年度利島村一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和　５年　６月　６日

提出者　　東京都利島村長　　村 山　 将 人

令和４年度　利島村　繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
８．土木費	２．道路橋りょう費	堂の山線イ号予備設計業務	10,410,000	10,410,000			10,410,000		0
１０．教育費	２．小学校費	学校施設環境改善工事	28,153,000	28,153,000		5,210,000	3,592,000		19,351,000

令和5年6月6日 提出

東京都利島村
村 長　　村 山　　将 人

議案第３７号

令和５年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞

令和５年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞は、次に定めるところによる。

[歳入歳出予算の補正]

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１０６，６２３　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を　２，１０８，４８８　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の［款]・[項]の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算の補正」による。

令和５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　村 山　 将 人

議決第　　号

令和５年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

令和５年度一般会計補正予算＜第１号＞の概要

1 概要

総務費については、利島村１００周年記念事業について、都内と村内の２会場にて開催する事とし委託料の増額補正を、複合型サテライトオフィス建設事業について、令和７年度完成を目指すには７月より事業着手を行う必要がある為、増額補正を行う。

土木費については、移住定住促進住宅建設における実施設計分の増額補正を行う。

教育費においては、国・都の採択が確定した事により必要経費および委託料等の増額補正を行う。

予備費については、地方創生臨時交付金限度額の通知を受け増額補正を行う。

その他、浄化槽使用料値上げに伴う増額補正を行っている。

2 一般会計補正予算

（１）予算規模

補正前の額：2,001,865千円　補正額：106,623千円　　計：　2,108,488千円

歳 入 の 補 正		歳 出 の 補 正	
村税	△17	議会費	
地方譲与税		総務費	77,953
利子割交付金		民生費	613
配当割交付金		衛生費	△1,219
株式等譲渡所得割交付金		労働費	29
法人事業税交付金		農林水産業費	318
地方消費税交付金		商工費	1,870
環境性能割交付金		土木費	12,931
地方特例交付金		消防費	29
地方交付税		教育費	6,690
使用料及び手数料		災害復旧費	
国庫支出金	14,483	予備費	7,409
都支出金	1,000		
財産収入			
寄付金			
基金繰入金	73,469		
繰越金			
諸収入	11,561		
村債			

（２）補正予算の事業（主要なもの）

※（○頁）は、議案書の頁番号を表している。

① １００周年記念企画委託料（総務費・総務課） 4,893 千円（91頁上段）

【内容】

利島村に来島可能なキャパシティーを考慮し、都内と村内の２箇所の会場にて式典等を行う為、増額補正を行う。

② 複合型サテライトオフィス建設支援・設計委託（総務費・総務課） 62,660 千円（91頁中段）

【内容】

子供・子育て世帯のニーズを反映させた施設建設を令和７年度中に完了を目指す為に７月より事業着手を行う必要がある事から本補正にて増額補正を行っている。

（事業支援委託費、基本・実施設計、土地造成設計（道路拡幅含む）分）

③ 修繕費（車両）（商工費・産業観光課）1,686 千円（95頁下段）

【内容】

ラフタークレーン修繕費の計上。

④ 移住定住促進住宅基本設計委託（土木費・環境建設課）6,369 千円（97頁上段）

【内容】

移住定住促進住宅建設における実施設計分の委託料を計上。

⑤ 移住定住促進住宅擁壁設計委託（土木費・環境建設課）6,127 千円（97頁上段）

【内容】

6月中に地質調査完了予定である事から、擁壁設計に必要な委託料を計上。

⑥ 学校づくり先進地域視察等（教育費・教育委員会）1,686 千円（99頁上段）

【内容】

校舎の老朽化が進む中、校舎の建て替えや改修を検討するにあたり、先進地域を視察するための経費を計上。

現時点では青ヶ島村と北海道安平町の学校施設見学を予定。

⑦ 教員研修高度化映像作成業務委託料（教育費・教育委員会）2,716 千円（99頁上段）

【内容】

教員のやりがい向上のための映像作成ワークショップ実施の委託料を計上。

完成した映像は広く公開し、利島村の教育の知名度向上に活用する。

⑧ 学校基本計画づくり業務委託料（教育費・教育委員会）3,466 千円（99頁上段）

【内容】

利島村において今後不可欠な学校施設改修の在り方を議論し、「利島村学校基本計画」（仮称）を策定するための委託料を計上。学校施設に関して最新の知見を有する事業者と連携。

⑨ Tokyoスポーツライフ推進事業委託料（教育費・教育委員会）1,000 千円（99頁中段）

【内容】

住民の運動習慣形成を図るため、民間事業者と連携してアスリートの走り方講座等を実施するための経費を計上。

⑩ 予備費（予備費・総務課）7,409千円（99頁下段）

【内容】

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金において、国より示された上限額を計上。

第　１　表　歳入歳出予算

１　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１村税		51,591	△17	51,574
	３軽自動車税	1,941	△17	1,924
１４国庫支出金		48,602	14,483	63,085
	１国庫負担金	6,365	574	6,939
	２国庫補助金	12,346	7,409	19,755
	３国庫委託金	29,891	6,500	36,391
１５都支出金		646,395	1,000	647,395
	２都補助金	635,926	1,000	636,926
１８繰入金		273,899	79,596	353,495
	１基金繰入金	273,899	79,596	353,495
２０諸収入		45,772	11,561	57,333
	４雑入	43,661	11,561	55,222
歳　入　合　計		2,001,865	106,623	2,108,488

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
２総務費		357,339	77,953	435,292
	１総務管理費	315,382	77,953	393,335
３民生費		203,446	613	204,059
	３児童福祉費	60,829	613	61,442
４衛生費		827,440	△1,219	826,221
	２清掃費	678,960	29	678,989
	３上下水道費	107,811	△1,248	106,563
５労働費		25,114	29	25,143
	１労働費	25,114	29	25,143
６農林水産業費		120,888	318	121,206
	１農業費	56,727	260	56,987
	２林業費	21,983	29	22,012
	３水産業費	42,178	29	42,207
７商工費		136,097	1,870	137,967
	１商工費	56,340	155	56,495
	２離島交通受託事業費	79,757	1,715	81,472
８土木費		102,536	12,931	115,467
	３住宅費	38,177	12,931	51,108
９消防費		14,031	29	14,060
	１消防費	14,031	29	14,060
１０教育費		129,867	6,690	136,557
	１教育総務費	49,440	9,386	58,826
	２小学校費	40,106	△3,696	36,410
	４保健体育費	23,704	1,000	24,704
１４予備費		10,000	7,409	17,409
	１予備費	10,000	7,409	17,409
歳　出　合　計		2,001,865	106,623	2,108,488

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
１ 村税	51,591
２ 地方譲与税	2,465
３ 利子割交付金	67
４ 配当割交付金	346
５ 株式等譲渡所得割交付金	289
６ 法人事業税交付金	1,186
７ 地方消費税交付金	7,397
９ 環境性能割交付金	458
１０ 地方特例交付金	1
１１ 地方交付税	425,603
１３ 使用料及び手数料	22,584
１４ 国庫支出金	48,602
１５ 都支出金	646,395
１６ 財産収入	12,609
１７ 寄付金	1,600
１８ 繰入金	273,899
１９ 繰越金	1
２０ 諸収入	45,772
２１ 村債	461,000
歳　入　合　計	2,001,865

（単位：千円）

補正額	計
△17	51,574
0	2,465
0	67
0	346
0	289
0	1,186
0	7,397
0	458
0	1
0	425,603
0	22,584
14,483	63,085
1,000	647,395
0	12,609
0	1,600
79,596	353,495
0	1
11,561	57,333
0	461,000
106,623	2,108,488

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
１ 議会費	17,438	0	17,438
２ 総務費	357,339	77,953	435,292
３ 民生費	203,446	613	204,059
４ 衛生費	827,440	△1,219	826,221
５ 労働費	25,114	29	25,143
６ 農林水産業費	120,888	318	121,206
７ 商工費	136,097	1,870	137,967
８ 土木費	102,536	12,931	115,467
９ 消防費	14,031	29	14,060
１０ 教育費	129,867	6,690	136,557
１２ 公債費	57,669	0	57,669
１４ 予備費	10,000	7,409	17,409
歳　出　合　計	2,001,865	106,623	2,108,488

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
			77,953
393			220
			△1,219
			29
			318
			1,870
			12,931
			29
5,778			912
			7,409
6,171			100,452

2　歳　入

款　1 村税

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
1村税			51,591	△17	51,574
	3軽自動車税		1,941	△17	1,924
		2種別割	1,927	△17	1,910
14国庫支出金			48,602	14,483	63,085
	1国庫負担金		6,365	574	6,939
		1民生費国庫負担金	5,136	574	5,710
	2国庫補助金		12,346	7,409	19,755
		1総務費国庫補助金	4,299	7,409	11,708
	3国庫委託金		29,891	6,500	36,391
		7教育費国庫委託金	29,000	6,500	35,500
15都支出金			646,395	1,000	647,395
	2都補助金		635,926	1,000	636,926
		9教育費都補助金	5,384	1,000	6,384
18繰入金			273,899	79,596	353,495
	1基金繰入金		273,899	79,596	353,495
		1基金繰入金	273,899	79,596	353,495

01-03-02 種別割

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1 現年課税分	△17	①種別割・現年課税分（軽自動車税）	△17
2 児童福祉費負担金	574	②子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） ③子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）	10 564
1 総務費補助金	7,409	⑪新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	7,409
1 教育費委託金	6,500	③新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業費	6,500
1 教育費補助金	1,000	③Tokyoスポーツライフ推進指定地区事業経費	1,000
1 財政調整基金繰入金	79,596	①財政調整基金繰入金	79,596

款　　２０ 諸収入

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
20 諸収入			45,772	11,561	57,333
	4 雑入		43,661	11,561	55,222
		1雑入	43,661	11,561	55,222

20-04-01 雑入

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1雑入	11,561	78定期航路運営事業補助金返還金　11,561 ・定期航路運営事業補助金返還金

3　歳　出

款　　2 総務費

科目 款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
2総務費			357,339	77,953	435,292			
	1総務管理費		315,382	77,953	393,335			
		1一般管理費	72,244	4,393	76,637			
		2企画広報費	139,216	73,484	212,700			
		4財産管理費	85,346	76	85,422			
3民生費			203,446	613	204,059	393		
	3児童福祉費		60,829	613	61,442	393		
		1児童措置費	18,059	393	18,452	393 国庫支出金 393		

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
77,953				
77,953				
4,393	10需　用　費	△500	５村民の日経費	4,393
			１０需　用　費	△500
			消耗品費	△500
			消耗品費	
	12委　託　料	4,893	１２委　託　料	4,893
			業務委託料	4,893
			利島村100周年企画委託料	
73,484	12委　託　料	73,960	３企画広報事務費	0
			１２委　託　料	476
			業務委託料	476
	13使用料及び賃借料	△476	業務効率・環境改善委託料	
			１３使用料及び賃借料	△476
			使用料及び賃借料	△476
			事務共同処理回線使用料	
			７サステナブル・アイランド創造事業	73,484
			１２委　託　料	73,484
			業務委託料	73,484
			実地調査委託料	10,824
			複合型サテライトオフィス建設支援・設計委託	62,660
76	13使用料及び賃借料	76	３財産管理経費	76
			１３使用料及び賃借料	76
			使用料及び賃借料	76
			合併処理浄化槽使用料	
220				
220				
	10需　用　費	42	４子育て世帯への臨時特別給付金事業	393
			１０需　用　費	42
			消耗品費	42
	11役　務　費	1	消耗品費	
			１１役　務　費	1
			通信運搬費	1
	19扶　助　費	350	通信運搬費	
			１９扶　助　費	350
			扶助費	350

款　3 民生費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
		2児童福祉施設費	42,770	220	42,990			
4衛生費			827,440	△1,219	826,221			
	2清掃費		678,960	29	678,989			
		1ごみ処理費	66,310	29	66,339			
	3上下水道費		107,811	△1,248	106,563			
		1簡易水道事業費	57,116	29	57,145			
		2合併処理浄化槽事業費	50,695	△1,277	49,418			
5労働費			25,114	29	25,143			
	1労働費		25,114	29	25,143			
		1勤労福祉会館費	25,114	29	25,143			
6農林水産業費			120,888	318	121,206			

03-03-01 児童措置費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
			子育て世帯への臨時特別給付金
220	13使用料及び賃借料	220	３児童施設管理経費 220 １３使用料及び賃借料 220 使用料及び賃借料 220 保育園業務管理システム使用料
△1,219			
29			
29	13使用料及び賃借料	29	１清掃センター管理経費 29 １３使用料及び賃借料 29 使用料及び賃借料 29 合併処理浄化槽使用料
△1,248			
29	27繰　出　金	29	１簡易水道事業会計繰出金 29 ２７繰　出　金 29 特別会計繰出金 29 簡易水道事業会計繰出金
△1,277	27繰　出　金	△1,277	１合併処理浄化槽事業会計繰出金 △1,277 ２７繰　出　金 △1,277 特別会計繰出金 △1,277 合併処理浄化槽事業会計繰出金
29			
29			
29	13使用料及び賃借料	29	２勤労福祉会館管理経費 29 １３使用料及び賃借料 29 使用料及び賃借料 29 合併処理浄化槽使用料
318			

款　6 農林水産業費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
	1農業費		56,727	260	56,987			
		3農業振興費	45,081	260	45,341			
	2林業費		21,983	29	22,012			
		1林業振興費	8,343	29	8,372			
	3水産業費		42,178	29	42,207			
		1水産業振興費	42,178	29	42,207			
7商工費			136,097	1,870	137,967			
	1商工費		56,340	155	56,495			
		1商工観光振興費	56,340	155	56,495			
	2離島交通受託事業費		79,757	1,715	81,472			
		1離島交通受託事業費	79,757	1,715	81,472			

06-01-03 農業振興費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
260			
260	12委　託　料	260	３モノラック管理経費 260 １２委　託　料 260 業務委託料 260 モノラック管理委託料
29			
29	13使用料及び賃借料	29	３椿炭製作経費 29 １３使用料及び賃借料 29 使用料及び賃借料 29 合併処理浄化槽使用料
29			
29	13使用料及び賃借料	29	１蓄養施設管理経費 29 １３使用料及び賃借料 29 使用料及び賃借料 29 浄化槽使用料
1,870			
155			
155	11役　務　費	155	１親水レクリエーション施設・公園施設管理経費 155 １１役　務　費 155 手数料 155 合併処理浄化槽保守点検手数料
1,715			
1,715	10需　用　費	1,686	４ヘリ地上業務運営 29 １３使用料及び賃借料 29 使用料及び賃借料 29 合併処理浄化槽使用料 ７クレーン車維持管理 1,686 １０需　用　費 1,686 修繕費 1,686 修繕費（車両）
	13使用料及び賃借料	29	

款　8 土木費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
8土木費			102,536	12,931	115,467			
	3住宅費		38,177	12,931	51,108			
		1住宅管理費	35,207	435	35,642			
		2住宅建設費	2,970	12,496	15,466			
9消防費			14,031	29	14,060			
	1消防費		14,031	29	14,060			
		1非常備消防費	6,325	29	6,354			
		3災害対策費	7,706	0	7,706			
10教育費			129,867	6,690	136,557	5,778		
	1教育総務費		49,440	9,386	58,826	6,500		
		2事務局費	43,989	9,386	53,375	6,500 国庫支出金 6,500		

08-03-01 住宅管理費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
12,931				
12,931				
435	13使用料及び賃借料	435	１村営住宅管理経費 １３使用料及び賃借料 使用料及び賃借料 合併処理浄化槽使用料	435 435 435
12,496	12委託料	12,496	１定住促進住宅整備費 １２委託料 業務委託料 移住定住促進住宅基本設計委託 移住定住促進住宅擁壁設計委託	12,496 12,496 12,496 6,369 6,127
29				
29				
29	13使用料及び賃借料	29	１消防団活動経費 １３使用料及び賃借料 使用料及び賃借料 合併処理浄化槽使用料	29 29 29
	10需用費	△22	２災害対策経費 １０需用費 消耗品費 消耗品費	0 △22 △22
	17備品購入費	22	１７備品購入費 備品購入費 備品購入費	22 22
912				
2,886				
2,886	7報償費	1,421	２教育事務局事務費 ７報償費 謝礼金 研修高度化事業実施委員会謝金 学校づくり分科会謝金	9,386 1,421 1,421 472 619
	8旅費	1,973		

款　　１０ 教育費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	補正額の財源 特定財源 地方債	補正額の財源 特定財源 その他
	2小学校費		40,106	△3,696	36,410	△1,722		
		1学校管理費	37,414	△3,696	33,718	△1,722 都支出金 △1,722		
	4保健体育費		23,704	1,000	24,704	1,000		
		1保健体育費	6,656	1,000	7,656	1,000 都支出金 1,000		
14予備費			10,000	7,409	17,409			
	1予備費		10,000	7,409	17,409			
		1予備費	10,000	7,409	17,409			

10-01-02 事務局費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
	12委託料	5,992	国事業アドバイザー謝礼金	330
			８旅費	1,973
			旅費	1,973
			普通管外旅費	287
			学校づくり先進地域視察等	1,686
			１２委託料	5,992
			業務委託料	5,992
			教育コーディネーター派遣委託料	△931
			教育委員会・学校実践研究委託料	12
			教員研修高度化映像作成業務委託料	2,716
			離島校舎調査報告書業務委託料	729
			学校基本計画づくり業務委託料	3,466
△1,974				
△1,974	12委託料	△3,705	１学校管理経費	9
			１３使用料及び賃借料	9
			使用料及び賃借料	9
	13使用料及び賃借料	9	デジタル補助教材使用料	
			２情報機器整備事業	△3,705
			１２委託料	△3,705
			業務委託料	△3,705
			先端技術導入委託料	
	12委託料	1,000	２保健体育経費	1,000
			１２委託料	1,000
			業務委託料	1,000
			Tokyoスポーツライフ推進事業委託料	
7,409				
7,409				
7,409			１予備費	7,409
			２９予備費	7,409
			予備費	7,409
			予備費	

（本頁は白紙です）

議案第３８号

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算＜第１号＞

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算＜第１号＞は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ　５２８　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を　７２,１４０　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　　村 山　 将 人

議決第　　号

令和５年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

第　1　表　歳入歳出予算

1　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7都支出金		56,876	528	57,404
	1都補助金	56,876	528	57,404
歳　入　合　計		71,612	528	72,140

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１総務費		8,948	528	9,476
	１総務管理費	8,927	528	9,455
歳　出　合　計		71,612	528	72,140

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
１ 国民健康保険税	6,543
７ 都支出金	56,876
９ 財産収入	5
１１ 繰入金	8,183
１２ 繰越金	1
１３ 諸収入	4
歳　入　合　計	71,612

（単位：千円）

補正額	計
0	6,543
528	57,404
0	5
0	8,183
0	1
0	4
528	72,140

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費	8,948	528	9,476
2 保険給付費	26,725	0	26,725
3 国民健康保険事業費納付金	10,965	0	10,965
6 保健事業費	863	0	863
7 基金積立金	467	0	467
8 諸支出金	22,144	0	22,144
9 予備費	1,500	0	1,500
歳　出　合　計	71,612	528	72,140

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
528			
528			

2　歳　入

款　　7 都支出金

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
7都支出金			56,876	528	57,404
	1都補助金		56,876	528	57,404
		1保険給付費等交付金	55,945	528	56,473

07-01-01 保険給付費等交付金

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 特別交付金	528	②特別調整交付金分　528

3　歳　出

款　1 総務費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
1総務費			8,948	528	9,476	528		
	1総務管理費		8,927	528	9,455	528		
		1一般管理費	8,918	528	9,446	528 都支出金 528		

01-01-01 一般管理費

（単位：千円）

内　訳	節		説　明
一般財源	区　分	金　額	
	12委　託　料	528	２国民健康保険一般事務費　528 １２委　託　料　528 業務委託料　528 国民健康保険システム改修委託料

（本頁は白紙です）

議案第３９号

令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算＜第１号＞

令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算＜第１号＞は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ　２９　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を　１７０,０７１　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　　村 山　 将 人

議決第　　号

令和５年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

第　１　表　歳入歳出予算

１　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
５繰入金		94,832	29	94,861
	１一般会計繰入金	57,116	29	57,145
歳　入　合　計		170,042	29	170,071

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１施設費		157,285	29	157,314
	１施設管理費	73,355	29	73,384
歳　出　合　計		170,042	29	170,071

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
1 使用料及び手数料	9,601
3 都支出金	58,608
5 繰入金	94,832
6 繰越金	1
7 村債	7,000
歳　入　合　計	170,042

（単位：千円）

補正額	計
0	9,601
0	58,608
29	94,861
0	1
0	7,000
29	170,071

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 施設費	157,285	29	157,314
2 公債費	12,257	0	12,257
3 予備費	500	0	500
歳　出　合　計	170,042	29	170,071

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
		29	
		29	

2　歳　入

款　　5 繰入金

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
5繰入金			94,832	29	94,861
	1一般会計繰入金		57,116	29	57,145
		1一般会計繰入金	57,116	29	57,145

05-01-01 一般会計繰入金

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 一般会計繰入金	29	①一般会計繰入金　29

3　歳　出

款　1 施設費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	補正額の財源 特定財源 地方債	補正額の財源 特定財源 その他
1施設費			157,285	29	157,314			29
	1施設管理費		73,355	29	73,384			29
		3施設管理費	46,641	29	46,670			29 その他 29

01-01-03 施設管理費

（単位：千円）

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	13使用料及び賃借料	29	１簡易水道施設管理経費 29 １３使用料及び賃借料 29 使用料及び賃借料 29 合併処理浄化槽使用料

（本頁は白紙です）

議案第４０号

令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算＜第１号＞

令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算＜第１号＞は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ　１，５００　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を　７２,８１１　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和５年　６月　６日

提出者　東京都利島村長　　村 山　 将 人

議決第　　号

令和５年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

第　１　表　歳入歳出予算

１　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１分担金及び負担金		152	△12	140
	１分担金	152	△12	140
２使用料及び手数料		5,535	2,789	8,324
	１使用料	4,778	2,247	7,025
	２手数料	757	542	1,299
５繰入金		55,623	△1,277	54,346
	１一般会計繰入金	50,695	△1,277	49,418
歳　入　合　計		71,311	1,500	72,811

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１施設費		64,235	1,500	65,735
	１施設管理費	56,235	1,500	57,735
	２施設整備費	8,000	0	8,000
歳　出　合　計		71,311	1,500	72,811

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
1 分担金及び負担金	152
2 使用料及び手数料	5,535
5 繰入金	55,623
6 繰越金	1
8 村債	10,000
歳　入　合　計	71,311

（単位：千円）

補正額	計
△12	140
2,789	8,324
△1,277	54,346
0	1
0	10,000
1,500	72,811

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 施設費	64,235	1,500	65,735
2 公債費	7,026	0	7,026
3 予備費	50	0	50
歳　出　合　計	71,311	1,500	72,811

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
		△1,289	2,789
		△1,289	2,789

2　歳　入

款　　1 分担金及び負担金

科目（款 項 目）	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金	152	△12	140
1分担金	152	△12	140
1浄化槽分担金	152	△12	140
2使用料及び手数料	5,535	2,789	8,324
1使用料	4,778	2,247	7,025
1浄化槽使用料	4,778	2,247	7,025
2手数料	757	542	1,299
1清掃手数料	757	542	1,299
5繰入金	55,623	△1,277	54,346
1一般会計繰入金	50,695	△1,277	49,418
1一般会計繰入金	50,695	△1,277	49,418

01-01-01 浄化槽分担金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 浄化槽分担金	△12	①浄化槽分担金 △12
1 浄化槽使用料	2,247	①浄化槽使用料 2,247
1 清掃手数料	542	①清掃手数料 655 ②浄化槽保守点検手数料 △113
1 一般会計繰入金	△1,277	①一般会計繰入金 △1,277

3　歳　出

款　1 施設費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
1施設費			64,235	1,500	65,735			△1,289
	1施設管理費		56,235	1,500	57,735			△1,277
		1施設管理費	56,235	1,500	57,735			△1,277 その他 △1,277
	2施設整備費		8,000	0	8,000			△12
		1施設整備費	8,000	0	8,000			△12 分担金・負担金・寄付 △12

01-01-01 施設管理費

（単位：千円）

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
2,789			
2,777			
2,777	14工事請負費	1,500	２合併処理浄化槽管理経費 1,500 １４工事請負費 1,500 工事請負費 1,500 浄化槽修繕工事
12			
12			

（本頁は白紙です）